



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目 次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

1256 生活保護法による指定介護機関の廃止  
(福祉保健総務課)

1257 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)

1258 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

\*1259 昭和 35 年和歌山県告示第 151 号 (和歌山県農作物  
奨励品種等指定要領) の廃止 (果樹園芸課)

1260 地域森林計画の変更 (林業振興課)

### ○ 選挙管理委員会告示

\*158 平成 16 年和歌山県選挙管理委員会告示第 139 号 (地  
方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 50  
分の 1 の数等) の一部改正

### ○ 収用委員会告示

## 4 土地収用法による裁決手続開始の決定

### ○ 公告

入札公告 (下水道課)

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

## 告 示

### 和歌山県告示第 1256 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 の規  
定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、  
同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 届 出 者 の 名 称 | 主 たる 事 務 所 の 地 所 | 指 定 事 業 所 の 名 称 | 指 定 事 業 所 の 地 所 | サ ー ビ ス の 種 類   | 廃 止 年 月 日     |
|-------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 医療法人久生会     | 海南市名高 506-4      | 医療法人久生会<br>山本病院 | 海南市名高 506-4     | 通所リハビリ<br>テーション | 平成<br>13.11.1 |

### 和歌山県告示第 1257 号

身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第

1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 指 定<br>医 師 名 | 診 療 科 目 | 医 療 機 関 名      | 医療機関<br>の所在地             | 指 定<br>年月日     | 診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類 |        |        |            |                |          |          |          |          |                 |               |          |          |
|--------------|---------|----------------|--------------------------|----------------|-----------------------|--------|--------|------------|----------------|----------|----------|----------|----------|-----------------|---------------|----------|----------|
|              |         |                |                          |                | 視<br>覚                | 聴<br>覚 | 平<br>衡 | 言 語<br>音 声 | そ しゃく<br>し ゃ く | 肢 体<br>体 | 心 臓<br>臓 | 腎 臓<br>臓 | 呼 吸<br>吸 | 又 は 直腸<br>は 直 腸 | ぼうこう<br>う こ う | 小 腸<br>腸 | 免 疫<br>疫 |
| 筒井俊二         | 整形外科    | 新宮市立医療セ<br>ンター | 新宮市蜂伏<br>18-7            | 平成<br>16.11.10 |                       |        |        |            |                | ○        |          |          |          |                 |               |          |          |
| 石口明          | 整形外科    | 国保古座川病院        | 東牟婁郡古<br>座 町 古 座<br>1035 | 平成<br>16.11.10 |                       |        |        |            |                | ○        |          |          |          |                 |               |          |          |

### 和歌山県告示第 1258 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」  
という。) 第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変  
更の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告す  
る。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、  
「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の  
氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4)  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の

生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記  
載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商  
工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第 8 条第 3 項の規定により公告  
し、縦覧に供する。

平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ岩出西店

和歌山県那賀郡岩出町中黒 641-1

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山市中島 185 番地の 3

- 3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

| 位 置                    | 収容台数  |
|------------------------|-------|
| 店舗周辺（縦覧図書別添 変更前駐車場配置図） | 239 台 |
| 合 計                    | 239 台 |

（変更後）

| 位 置                    | 収容台数  |
|------------------------|-------|
| 店舗周辺（縦覧図書別添 変更後駐車場配置図） | 221 台 |
| 合 計                    | 221 台 |

- 4 変更する年月日

平成 17 年 7 月 10 日

- 5 変更する理由

契約駐車場の契約解除による駐車場縮小のため。

- 6 届出年月日

平成 16 年 11 月 10 日

- 7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目 1 番地）

岩出町農林経済課（和歌山県那賀郡岩出町西野 209）

那賀振興局県民行政部地域行政課（和歌山県那賀郡岩出町高塚 209）

- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成 16 年 11 月 19 日から平成 17 年 3 月 22 日まで

時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

#### 和歌山県告示第 1259 号

昭和 35 年和歌山県告示第 151 号（和歌山県農作物奨励品種等指定要領）は、廃止する。

平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

#### 和歌山県告示第 1260 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間

が満了する日までに、和歌山県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 森林計画区の名称

紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、海草郡一円、那賀郡一円及び伊都郡一円）

紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）

紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

- 2 縦覧場所

（1）紀北地域森林計画（和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課）

（2）紀中地域森林計画（和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課）

（3）紀南地域森林計画（和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課）

- 3 縦覧期間

平成 16 年 11 月 19 日から平成 16 年 12 月 19 日まで

#### 選挙管理委員会告示

##### 和歌山県選挙管理委員会告示第 158 号

平成 16 年和歌山県選挙管理委員会告示第 139 号（地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等）の一部を次のとおり改正する。

平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

第 2 項中「211,190 人」を「211,191 人」に改め、第 3 項中「東牟婁郡選挙区 10,942 人」を「東牟婁郡選挙区 10,944 人」に改める。

#### 収用委員会告示

##### 和歌山県収用委員会告示第 4 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、平成 16 年 11 月 4 日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県収用委員会会長 谷 口 昇 二

- 1 起業者の名称 国土交通大臣

- 2 事業の種類 一般国道 24 号改築工事(京奈和自動車道「橋本道路」)及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び

地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（次表のとおり）

| 裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地 |                                   |        |     |                  |                  |        | 土 地 所 有 者 |                   | 土地に関して権利を有する関係人    |           |       | 備 考 |
|---------------------------|-----------------------------------|--------|-----|------------------|------------------|--------|-----------|-------------------|--------------------|-----------|-------|-----|
| 所 在 地 番                   | 地 目                               | 地 積(㎡) |     | 収用しようとする土地の面積(㎡) | 使用しようとする土地の面積(㎡) | 氏 名    | 住 所       | 氏 名               | 住 所                | 権 利 の 種 類 |       |     |
|                           |                                   | 登 記 簿  | 現 況 |                  |                  |        |           |                   |                    |           | 登 記 簿 |     |
| 和歌山県伊都郡高野口町大字応其字引ノ谷口      | 不明<br>ただし<br>528番1<br>又は<br>528番3 | 山林     | 山林  | 27,117           | 不明               | 814.76 | ——        | 株式会社太新興産代表取締役大島玉出 | 和歌山県橋本市三石台1丁目3番地の9 | なし        |       |     |
|                           |                                   |        |     | 26,876           |                  |        |           |                   |                    |           |       |     |

## 公 告

### 入 札 公 告

紀の川中流域下水道（那賀処理区）幹線管渠（推進）工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

#### 1 工事の概要

- (1) 工事名 平成 16 年度 国債流下管 第 2 号-31  
紀の川中流域下水道（那賀処理区）貴志川  
幹線管渠（推進）工事
- (2) 工事場所 那賀郡桃山町市場地内
- (3) 工事概要 管渠工  
泥濃式推進工  
工事延長 313.7m  
(うち推進工延長 305.98m)  
内径 800 mm
- (4) 工期 240 日間
- (5) 予定価格 119,948,850 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 調査基準価格 94,607,100 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 施工形態 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

#### 2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有

する者であること。

ウ 次のいずれかであること。

(ア) 那賀郡又は橋本市若しくは伊都郡内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。）を有する者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け 5 年を経過し、土木一式工事について和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成 15 年 10 月 14 日制定。以下「審査要綱」という。）第 3 条第 2 項に規定する総合点数が、那賀郡内における者は 800 点以上、橋本市又は伊都郡内における者は 850 点以上であること。

(イ) 和歌山県内に主たる営業所を有する者で、法第 3 条に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け 5 年を経過し、土木一式工事について審査要綱第 3 条第 2 項に規定する総合点数が 900 点以上であること。

エ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成 16 年 8 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ア 一共同企業体の構成員数は、2 者であること。
- イ 一共同企業体の構成員は、那賀郡又は橋本市若しくは伊都郡内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- ウ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- エ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第 3 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が 900 点以上で、かつ、元請として平成 6 年度以降に推進工法による下水道管渠工事の施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平成 6 年度以降に推進工法による下水道管渠工事の主任技術者又は監理技術者としての施工実績（施工中のものを除く。）をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た、推進工事技士登録証を有するもの（以下「推進工事技士」という。）を推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間は専任で配置すること。

### 3 技術資料の作成及び提出に係る事項

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

- ア 交付期間 平成 16 年 11 月 19 日（金）から平成 16 年 12 月 1 日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで。

- イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課  
電話 073-441-3200（直通）

#### (2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

#### (3) 技術資料の受付期間及び受付場所

- ア 受付期間 (1) のアに同じ。
- イ 受付場所 (1) のイに同じ。

### 4 技術資料の審査に関する事項等

#### (1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入

札参加者指名要綱（平成 15 年 8 月 25 日制定）に基づき審査するものとする。

#### (2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり

| 評価項目    | 着目点                                                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 施工実績  | 代表幹事<br>元請として平成 6 年度以降の推進工法による下水道管渠工事の施工実績                                                                                                |
| イ 技術者評価 | 代表幹事<br>配置予定技術者の元請として平成 6 年度以降の推進工法による下水道管渠工事の経験<br>配置予定技術者の資格（監理技術者）<br>代表幹事以外の構成員<br>配置予定技術者の資格（主任技術者）<br>上記以外に推進工事技士の資格を有する技術者を配置（兼務可） |

#### 5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

## 公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

|                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 橋本市小峰台二丁目 8 番 1 の一部、8 番 19 の一部 |
| 許可を受けた者の住所及び氏名     | 橋本市東家 1 丁目 1 番 1 号<br>橋本市長 北村翼 |